

跡見学園女子大学公的研究費不正使用調査規程

平成20年4月1日施行

改正平成24年4月1日

平成27年4月1日

(目的)

第1条 「跡見学園女子大学公的研究費の運営・管理に関する規程」第9条第2項に基づき、公的研究費の不正使用に係る通報、調査及び懲戒に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金。
- (2) 配分機関 本学に対して、前号の公的研究費を配分する機関。
- (3) 不正 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

(通報の方法)

第3条 研究費の不正に係る通報の方法は、電子メール、ファックス、文書又は面接によるものとする。

2 通報を行う者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

(通報窓口)

第4条 本学における通報窓口として、以下のとおり事務局に「公的研究費不正使用調査受付デスク」を設置する。

〒352-8501 埼玉県新座市中野1-9-6

跡見学園女子大学事務局庶務課「公的研究費不正使用調査受付デスク」

FAX番号 048-478-3361

Eメールアドレス d-chosa@atomia.ac.jp

(通報の受理等)

第5条 調査受付デスク担当者は、通報を受けた場合には、迅速かつ確実に副学長に報告する。

2 副学長は、前項の通報を受けたときは、通報の内容の合理性を確認し、調査の要否を判断する。

3 副学長は、通報の内容及び前項の判断について、学長に報告する。

4 副学長は、第2項の判断について、受付から30日以内に通報者及び配分機関に報告する。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様とする。

(不正使用調査委員会)

第6条 通報の内容等に関する調査が必要と判断された場合は、不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、以下の委員により組織する。

- (1) 副学長
- (2) 調査対象者の所属する学部の長
- (3) 全学教育・研究支援委員長
- (4) 学長が指名する大学評議会評議員
- (5) 大学事務局長
- (6) 本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない外部有識者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会は、学長の承認を得て、委員以外の者の委員会への協力を求めることができる。

(調査委員会の招集)

第7条 委員長は、当該通報に係る調査のため、速やかに調査委員会を招集する。

(調査)

第8条 調査委員会は、当該通報の内容等について、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

2 委員会は、前項の調査を行うため、関係者からの事情聴取、事実関係の確認などを行う。

3 学長は、必要に応じて、被通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を命ずる。

(調査結果の報告、通知及び公表)

第9条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

2 調査委員長は、調査の結果を学長に報告するとともに、通報者ならびに被通報者に文書により通知する。

3 調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、少なくとも不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、調査委員会が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれているものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第10条 学長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

4 配分機関の求めがあった場合には、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報

告を当該配分機関に提出する。

- 5 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関に対し、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不服申し立て)

第11条 調査結果について不服がある場合には、通報者または被通報者は、第9条第2項の通知を受けた日から14日以内に、学長に対し不服申し立てをすることができる。

- 2 学長は、前項の申し立てがあったときは、当該申し立ての内容を精査し、必要に応じて、調査委員会に対し再調査を命じるものとする。

(秘密保持)

第12条 調査委員会委員その他内部通報の処理に関与した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(処分の決定)

第13条 学長は、第9条に規定する調査委員会の報告に基づき、懲戒処分の要否およびその内容を判断し、理事長に具申する。

- 2 懲戒処分の内容は、学校法人跡見学園就業規則に基づくものとする。
- 3 不正の内容が著しく悪質であるときは、本学は、関与した者に対して、刑事告発または民事訴訟による法的責任を追及することができる。

(改正)

第14条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（平成24年4月1日）

この規程は、平成24年4月1日より改正施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。